

受付

第  
528

127.04

(社)日建研

国土入企第13号  
平成24年6月29日

社団法人日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



東日本大震災の被災地域での建設工事等における  
適切な予定価格の算出のための資材価格及び労務費での見積活用の推進について

今後、復興事業の本格化に伴い、地域によっては一部の建設資材及び労務費について著しい価格高騰が生じ、最新の物価資料及び公共工事設計労務単価の改訂では調査から単価公表等までのタイムラグにより市場の実勢価格と公表価格に乖離が生じる恐れがあることから、被災三県で実施される国土交通省直轄工事について、別添1のとおり、資材価格及び労務費での見積の活用を一層機動的に推進するための取組方針を定め、東北・北陸地方整備局あて通知するとともに、被災三県及び仙台市に対しては、別添2のとおり、国土交通省の対応を参考にして、適切な予定価格の算出に努めるよう通知しています。

貴団体におかれましては、この旨を了知して頂くとともに、必要に応じて、会員、傘下団体等に周知頂きますようよろしくお願ひします。

国技建第2号  
国土建整第65号  
平成24年6月28日

東北地方整備局  
技術調整管理官  
北陸地方整備局  
技術調整管理官

} 殿

大臣官房 技術調査課  
建設システム管理企画室長  
土地・建設産業局 建設市場整備課  
労働資材対策室長

東日本大震災の被災地域での建設工事等における  
適切な予定価格の算出のための資材価格及び労務費での見積活用の推進について

直轄工事の予定価格の作成については、「平成24年度国土交通省所管事業の執行について」(平成24年4月6日付国会公第200号)により、工事の施工条件等を十分考慮し、必要に応じて見積を活用することなど適正に決定すること等を通知しているところである。

また、特に東日本大震災の被災地域においては、「東日本大震災の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」(平成23年5月9日付国技建第1号)により、積算単価等(公共工事設計労務単価、機械経費、歩掛等)について積極的に見積を活用するなどして、適正に予定価格を決定すること等を通知しているところである。

今後、復興事業の本格化に伴い、地域によっては一部の建設資材及び労務費について著しい価格高騰が生じ、最新の物価資料及び公共工事設計労務単価の改訂では調査から単価公表等までのタイムラグにより市場の実勢価格と公表価格に乖離が生じるおそれがある。

については上記通知に基づく資材価格及び労務費での見積の活用を一層機動的に推進するため、東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県で平成24年7月1日以降に入札契約手続きを開始する建設工事の積算に関し、以下に記す取組方針を定めることとするので、適切に運用されたい。

1. 発注段階において使用しうる最新の積算単価を用いるよう努めること。
2. 物価資料等において、急激な価格変動を確認した資材価格については、発注段階において見積を活用するよう努めること。
3. 見積を活用して設定した資材単価は、当該地域で1ヶ月以内に発注する工事において活用できるものとする。
4. 被災地において労務費の高騰が著しい結果、各発注機関(現場事務所等)において現に不調不落が続発していると認められるときは、見積を活用するよう努めること。
5. 4. により設定した単価は、各発注機関の所在地域で概ね3ヶ月以内に発注する他

工事において活用できるものとする。ただし、新たに公共工事設計労務単価が改訂された後に入札を行う工事においては、改訂前に設定した見積に基づく単価は適用しないものとする。

国土入企第12号  
平成24年6月29日

岩手県主管担当部局長 殿  
宮城県主管担当部局長 殿  
福島県主管担当部局長 殿  
仙台市主管担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災の被災地域での建設工事等における  
適切な予定価格の算出のための資材価格及び労務費での見積活用の推進について

今後、復興事業の本格化に伴い、地域によっては一部の建設資材及び労務費について著しい価格高騰が生じ、最新の物価資料及び公共工事設計労務単価の改訂では調査から単価公表等までのタイムラグにより市場の実勢価格と公表価格の乖離が生じる恐れがあることから、別添のとおり、被災三県で実施される国土交通省直轄工事において資材価格及び労務費での見積の活用を一層積極的に推進するための取組指針が定められたところです。各発注者におかれましては、これを参考として、適切な予定価格の算出に努めて頂くようお願いいたします。

なお、被災三県におかれましては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対し、また、所管の法人（市町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いします。